

寄付金制度導入のご案内、および入退会に関する細則変更と新規常置委員会設置の提案

原子衝突学会会長 高橋正彦

いつも原子衝突学会の活動について、ご理解とお力添えを賜り、心から御礼感謝申し上げます。

さて、去る4月20日（土）に開催いたしました2013年度原子衝突学会第1回運営委員会の議論と承認を経て、会員の皆様へ1件のご案内と2件のご提案を以下に報告いたします。いずれの件も、今年度の学会年会会期中に開催予定の総会に於きまして会員の皆様からご意見、ご批判を賜りたく存じますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

【1】寄付金制度導入の報告

昨年度の総会に於きまして、現状のまま進行すれば2、3年内に財政破綻することが予期される学会の財政状況について報告いたしました。この状況を踏まえ、私ども執行部は、会員の皆様から様々なご協力を頂戴しながら、広報渉外委員会を中心とした賛助会員の新規入会ならびに口数増加の依頼、行事委員会を中心とした年会・セミナー開催経費の節減、および編集委員会と庶務担当幹事を中心とした業務委託費の削減等に努めてまいりました。その結果、2012年度の学会会計は2万円の黒字を計上するなど、学会活動を損なうことなく単年度収支にバランスをとることができました。しかし、この状況に甘んじることなく、例えば、年会を全国に散らばった各大学・研究機関で開催するよう必要に応じて人的・財政的に支援可能とし、さらには学会の生命線である年会および次代を担う若手研究者・学生の育成プログラムの充実、あるいは原子衝突研究の面白み・醍醐味を一般に広く知らしめるためのメディア戦略などにより、原子衝突学会は更なる発展を目指したいと存じます。そこで、こうした未来を見据えた施策に投資するための確固たる財政基盤の確立の一環として、この度、民間企業等や個人から寄付（1口1,000円）を受け入れる寄付金制度の導入を行うことにいたしました。これに伴い、一般会員、学生会員、賛助会員の皆様方にこれまでお送りしていた会費請求書の様式を、寄付金も払込できる様式に改めさせて頂きました。不躰ではございますが今年度より、終身会員を含む全ての会員の皆様のお手元にこの新しい請求書をお送りいたします。もし皆様の周りに上記の趣旨にご賛同下さる篤志家の方がおられましたら、本寄付金制度をご紹介頂ければ有難く存じます。

【2】入退会に関する細則変更の提案（資料1に赤字で示されています）

ここで提案させて頂く入退会に関する細則変更の必要性は、年度途中で入会された会員の方にご納入頂く当該年度会費が明確ではない現状に起因します。例えば、セミナーの年度末開催に関係して、3月1日に入会された会員の方に一年分の会費をお支払い頂くか、あるいは3月31日に入会した会員の方に対しては入会年度分の会費を無料とするかなど、業務を委託している学会事務局のみならず私ども執行部ですら判断が困難なケースが数多

くありました。そこで、こうした会費納入業務を事務局が機械的に処理できるように、年度途中で入会した会員の方にお納め頂く入会年度分の会費を基本的に月割計算とする案を会員の皆様に提案いたします。

これに伴い、【入退会に関する細則】の第3条項を、現状の「会員としての資格を承認された者は、すみやかに所定の入会金、会費（1年分）を事務局へ納入する。」から、「会員としての資格を承認された者は、すみやかに所定の入会金、入会年度分の会費を事務局へ納入する。」へと変更することも併せて提案いたします。なお、本細則を変更するには総会にご出席される正会員の皆様の2分の1以上の同意を必要とします。

【3】新規常置委員会設置の提案（資料1に赤文字で示されています）

結論を先に申し上げれば、私どもがここで提案させて頂く内容は、当学会が置いている編集委員会、行事委員会、広報渉外委員会、若手奨励賞選考委員会、国際会議発表奨励者選考委員会の5つの常置委員会を、庶務委員会、編集委員会、行事委員会、広報渉外委員会、顕彰委員会の5つにすることです。言い換えれば、庶務委員会を新規設置する一方で、若手奨励賞選考委員会および国際会議発表奨励者選考委員会を吸収する形で一本の顕彰委員会としてリニューアルさせて頂きたく存じます。

まず、庶務委員会の設置の理由について説明いたします。現在、幹事会を庶務、編集、行事、広報渉外担当の各幹事と会長を併せた計5名で構成しております。これら会長を除く幹事のうち、編集、行事、広報渉外を担当する幹事はそれぞれ、チーム型の編集、行事、広報渉外委員会の委員長を務めておりますが、庶務担当幹事は多岐に及ぶ膨大な庶務業務を個人であたっております。この1人体制は組織論的には極めて危ういもので、庶務担当幹事が体調を崩す、あるいは研究者として必須の大学業務や研究活動等により、庶務業務にあたる時間の確保が困難な場合、総会、幹事会、運営委員会等の会議の運営、事務局および財務の管理、事務処理などの学会運営で直ちに支障をきたすことは明らかに思います。そこで、他の常置委員会と同様に、誰か他の人がカバーできるチーム型の体制で庶務業務を担当できるようにしたい、ことが庶務委員会設置に関する理由です。

次に、顕彰委員会の設置の理由について説明いたします。上記のように、学会の生命線は年会および次代を担う若手研究者・学生の育成プログラムの充実にあると、僭越ながら小職は信じてやみません。そこで、その一環として、素晴らしい原子衝突研究の成果をあげた会員の皆様の努力と感動に学会が有形的に応えるために、既存の若手奨励賞に加える形で、年会での優秀ポスター賞や優秀講演賞を近い将来に設立し、ひいては学会賞の創設も視野に入れさせて頂きたい、というのが顕彰委員会設置に関する背景です。早速、今年度の年会で非公式的に、テスト的に、優秀ポスター賞を授与することをお認め頂ければ有難く存じます。さらに、もし幸いにもこの趣旨に対して会員の皆様の総意としてのご賛同を頂戴することができれば、各賞を順次、正式にスタートさせて頂く所存でございます。

一方で、若手奨励賞選考委員会の成功が示すように、賞は厳正公明な審査を伴って初め

て権威を獲得する性質を持ちますので、幹事会とは独立した形で顕彰委員会を立ち上げさせて頂きたく存じます。その概要は、次の3点です。

(1) 若手奨励賞およびその他各賞に対する選考小委員会の親委員会として、顕彰委員会を位置づけること。

(2) 国際会議発表奨励のあり方を検討し、継続する場合は若手奨励賞選考委員会と同様に国際会議発表奨励者選考委員会を顕彰委員会の下部組織とすること。

(3) 顕彰委員会委員長は幹事会とは一線を画し、運営委員会によって正会員の中から選出されること。これは、運営委員会における幹事会の数的優位性を減ずる役割も担うこと。

なお、上記の庶務委員会および顕彰委員会の設置には、【常置委員会に関する細則】ならびに【常置委員会関係規程】に関する会則の大幅な変更を必要とします。この変更は、入退会に関する細則変更とは異なり、「運営委員会出席委員の2分の1以上の同意により決する」ことが会則上は可能です。しかしながら、この会則変更は学会の組織運営の骨格に関わることでありますので、慎重に事を進めたいと存じます。すなわち、私どもの会則変更案をcoll-newsを通じて会員の皆様に事前にご高覧頂き、ご意見やご提案ないしはご批判をお持ちになれる会員の方は庶務幹事(mailto: masami-h@sophia.ac.jp)宛てにご連絡頂けないでしょうか。もし私どもが提案する方向で基本的にはよいとのご意見が幸いにも多いようでしたら、会員の皆様方の総意としてのご賛同が得られる形に会則変更案の修正を図り、その修正案を改めて総会の場で提案させていただきます。以上の手続きを、入退会に関する細則変更と同様に、庶務委員会と顕彰委員会の設置およびそれに関する細則変更に関しましても、取らせて頂きたく存じます。

以上、何卒宜しくお願い申し上げます。

【第 1 章 総 則】

- 第 1 条 本会は原子衝突学会（The Atomic Collision Society of Japan）という。
- 第 2 条 本会は日本における原子衝突および関連分野の研究を促進するとともに、国際的交流をはかり、学術・文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究発表会、学術講習会、研究会等の開催
2. 国際研究集会の開催
3. 会報等の出版物の刊行
4. その他前条の目的を達成するために必要な事項および事業等

- 第 4 条 本会は前条の事業を行うための事務局と細則に定める常置委員会を置く。

【第 2 章 会 員】

- 第 5 条 本会の会員は次に掲げる正会員、賛助会員および名誉会員の 3 種とする。

1. 正会員は原子衝突およびその関連分野の研究に従事する個人
2. 賛助会員は本会の趣旨に賛同しその事業を援助する個人または団体
3. 名誉会員は原子衝突およびその関連分野の研究に著しい功績のあった個人、または本会对して特に功労のあった個人

- 第 6 条 正会員および賛助会員の入退会は、別途細則に定める手続きによる。

- 第 7 条 名誉会員は運営委員会が推薦し、総会の承認によって決定する。

- 第 8 条 会員は細則に定める会費を納めなければならない。ただし名誉会員は会費を納めることを必要としない。

- 第 9 条 会員は本会の行う事業に参加し、会報の配布を受けることができる。

- 第 10 条 会員は次の理由によってその資格を失う。

1. 退会
2. 細則に定められた期間以上の会費滞納
3. その他運営委員会において本協会員として不適当と決議された場合

【第 1 章 総 則】

- 第 1 条 本会は原子衝突学会（The Atomic Collision Society of Japan）という。
- 第 2 条 本会は日本における原子衝突および関連分野の研究を促進するとともに、国際的交流をはかり、学術・文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究発表会、学術講習会、研究会等の開催
2. 国際研究集会の開催
3. 会報等の出版物の刊行
4. その他前条の目的を達成するために必要な事項および事業等

- 第 4 条 本会は前条の事業を行うための事務局と細則に定める常置委員会を置く。

【第 2 章 会 員】

- 第 5 条 本会の会員は次に掲げる正会員、賛助会員および名誉会員の 3 種とする。

1. 正会員は原子衝突およびその関連分野の研究に従事する個人
2. 賛助会員は本会の趣旨に賛同しその事業を援助する個人または団体
3. 名誉会員は原子衝突およびその関連分野の研究に著しい功績のあった個人、または本会对して特に功労のあった個人

- 第 6 条 正会員および賛助会員の入退会は、別途細則に定める手続きによる。

- 第 7 条 名誉会員は運営委員会が推薦し、総会の承認によって決定する。

- 第 8 条 会員は細則に定める会費を納めなければならない。ただし名誉会員は会費を納めることを必要としない。

- 第 9 条 会員は本会の行う事業に参加し、会報の配布を受けることができる。

- 第 10 条 会員は次の理由によってその資格を失う。

1. 退会
2. 細則に定められた期間以上の会費滞納
3. その他運営委員会において本協会員として不適当と決議された場合

【第 3 章 役 員】

第 1 1 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 1 名
3. 幹事 若干名
4. 運営委員 若干名
5. 会計監事 2 名

第 1 2 条

1. 会長は正会員の中から正会員による直接選挙により選出する。
2. 運営委員および会計監事の選出は正会員の互選による。
3. 会長、運営委員および会計監事の選出法については細則によりこれを定める。
4. 会長は第 1 4 条 4 項に定める幹事会の議を経て第 1 3 条 1 項に定める運営委員会に委員を補充することができる。ただしその数は正会員の互選により選出された委員数の 5 分の 2 をこえないものとする。
5. 会長は運営委員または会計監事を兼任できない。
6. 運営委員は会計監事を兼任できない。

第 1 3 条

1. 会長および運営委員は運営委員会を構成する。
2. 会長は運営委員会の委員長を兼任する。
3. 幹事は会長により運営委員のなかから指名され、運営委員会において承認された者とする。

第 1 4 条

1. 会長は本会を代表し本会の運営に当たる。
2. 副会長は会長により幹事のなかから指名され、運営委員会において承認された者とする。
3. 会長が事故等により職務を遂行できない場合は副会長が職務を代行する。
4. 会長と幹事は幹事会を構成する。
5. 幹事は庶務・編集・行事・広報および渉外その他の会務を担当し、運営委員会の決定に基づいて業務をおこなう。
6. 会長は、必要に応じて第 3 条 4 項に基づく特別事業をおこなう委員会を設け、その委員長を指名する。
7. 会計監事は本会の会計を監査する。

第 1 5 条

1. 第 1 1 条に定めた役員の任期は 2 年とする。
2. 第 1 2 条 4 項により補充された委員の任期は 2 年とする。
3. 役員は任期が満了しても後任者の就任まではその職を行う。

【第 3 章 役 員】

第 1 1 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 1 名
3. 幹事 若干名
4. 運営委員 若干名
5. 会計監事 2 名

第 1 2 条

1. 会長は正会員の中から正会員による直接選挙により選出する。
2. 運営委員および会計監事の選出は正会員の互選による。
3. 会長、運営委員および会計監事の選出法については細則によりこれを定める。
4. 会長は第 1 4 条 4 項に定める幹事会の議を経て第 1 3 条 1 項に定める運営委員会に委員を補充することができる。ただしその数は正会員の互選により選出された委員数の 5 分の 2 をこえないものとする。
5. 会長は運営委員または会計監事を兼任できない。
6. 運営委員は会計監事を兼任できない。

第 1 3 条

1. 会長および運営委員は運営委員会を構成する。
2. 会長は運営委員会の委員長を兼任する。
3. 幹事は会長により運営委員のなかから指名され、運営委員会において承認された者とする。

第 1 4 条

1. 会長は本会を代表し本会の運営に当たる。
2. 副会長は会長により幹事のなかから指名され、運営委員会において承認された者とする。
3. 会長が事故等により職務を遂行できない場合は副会長が職務を代行する。
4. 会長と幹事は幹事会を構成する。
5. 幹事は庶務・編集・行事・広報および渉外その他の会務を担当し、運営委員会の決定に基づいて業務をおこなう。
6. 会長は、必要に応じて第 3 条 4 項に基づく特別事業をおこなう委員会を設け、その委員長を指名する。
7. 会計監事は本会の会計を監査する。

第 1 5 条

1. 第 1 1 条に定めた役員の任期は 2 年とする。
2. 第 1 2 条 4 項により補充された委員の任期は 2 年とする。
3. 役員は任期が満了しても後任者の就任まではその職を行う。

【第4章 総会および運営委員会】

第16条 運営委員長は次の場合、運営委員会を招集する。

1. 運営委員長が必要と認めた場合
2. 運営委員の3分の1以上が要求した場合

第17条

1. 運営委員会は出席委員数と委任状数の合計が委員総数の半数以上でありかつ出席委員数が委員総数の3分の1以上のとき成立する。ただし前条1項の場合は文書による持回りで行うことができる。
2. 運営委員会の議事は、会則・細則に特に定める場合を除き、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決する。文書持回りの場合は委員総数の過半数により決し、可否同数の時は委員長が決する。

第18条 総会は全会員で組織する。本会は年1回定期総会を開くほか必要ときには臨時総会を開く。

第19条

1. 総会は出席正会員数と委任状数の合計が正会員数の5分の1以上のとき成立する。
2. 総会の議事は、会則および細則に特に定める場合を除き、出席正会員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

【第5章 会 計】

第20条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入による。

第21条 本会の予算は総会の承認を受けなければならない。

第22条 本会の決算は会計監事の意見を付して総会に報告し、その承認を得なければならない。

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【第6章 会則の変更】

第24条 会則の変更には総会出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

【第4章 総会および運営委員会】

第16条 運営委員長は次の場合、運営委員会を招集する。

1. 運営委員長が必要と認めた場合
2. 運営委員の3分の1以上が要求した場合

第17条

1. 運営委員会は出席委員数と委任状数の合計が委員総数の半数以上でありかつ出席委員数が委員総数の3分の1以上のとき成立する。ただし前条1項の場合は文書による持回りで行うことができる。
2. 運営委員会の議事は、会則・細則に特に定める場合を除き、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決する。文書持回りの場合は委員総数の過半数により決し、可否同数の時は委員長が決する。

第18条 総会は全会員で組織する。本会は年1回定期総会を開くほか必要ときには臨時総会を開く。

第19条

1. 総会は出席正会員数と委任状数の合計が正会員数の5分の1以上のとき成立する。
2. 総会の議事は、会則および細則に特に定める場合を除き、出席正会員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

【第5章 会 計】

第20条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入による。

第21条 本会の予算は総会の承認を受けなければならない。

第22条 本会の決算は会計監事の意見を付して総会に報告し、その承認を得なければならない。

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【第6章 会則の変更】

第24条 会則の変更には総会出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

【第 7 章 解 散】

第 2 5 条 本会の解散は運営委員会出席者の 3 分の 2 以上の同意ののちに郵便投票による全正会員の 3 分の 2 以上の同意により決する。

第 2 6 条 本会の解散に伴う残余財産は運営委員会出席者の 3 分の 2 以上の同意ののちに郵便投票による全正会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、本会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附する。

付 則

1. この会則の変更は昭和 5 5 年 1 月 9 日より実施する。
2. 会則第 1 5 条の規定にかかわらず、昭和 5 5 年度に正会員の互選により選出された委員の半数の任期は 1 年とする。
3. 会則第 1 2 条 2 項の変更は、昭和 6 2 年 7 月 3 日より実施する。
4. 平成 4 年 8 月 2 5 日会則第 3 条 4 項の一部変更および第 1 4 条 4 項の追加は、平成 4 年度より適用する。
5. 会則第 1 3 条の一部変更は、平成 1 4 年度より適用する。
6. 会則第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 5 条の変更は、平成 1 5 年度より適用する。
7. 会則第 4 条、第 7 条、第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 2 5 条、第 2 6 条の変更は、平成 1 6 年度より適用する。
8. 会則第 1 条の変更は、平成 2 4 年度より適用する。

【第 7 章 解 散】

第 2 5 条 本会の解散は運営委員会出席者の 3 分の 2 以上の同意ののちに郵便投票による全正会員の 3 分の 2 以上の同意により決する。

第 2 6 条 本会の解散に伴う残余財産は運営委員会出席者の 3 分の 2 以上の同意ののちに郵便投票による全正会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、本会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附する。

付 則

1. この会則の変更は昭和 5 5 年 1 月 9 日より実施する。
2. 会則第 1 5 条の規定にかかわらず、昭和 5 5 年度に正会員の互選により選出された委員の半数の任期は 1 年とする。
3. 会則第 1 2 条 2 項の変更は、昭和 6 2 年 7 月 3 日より実施する。
4. 平成 4 年 8 月 2 5 日会則第 3 条 4 項の一部変更および第 1 4 条 4 項の追加は、平成 4 年度より適用する。
5. 会則第 1 3 条の一部変更は、平成 1 4 年度より適用する。
6. 会則第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 5 条の変更は、平成 1 5 年度より適用する。
7. 会則第 4 条、第 7 条、第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 2 5 条、第 2 6 条の変更は、平成 1 6 年度より適用する。
8. 会則第 1 条の変更は、平成 2 4 年度より適用する。

【入退会に関する細則】

1. 本会への入会は会員の推薦を必要とする。
2. 入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出の上、幹事会による会員資格の承認を受ける。
3. 会員としての資格を承認された者は、すみやかに所定の入会金、会費（1年分）を事務局へ納入する。
4. 上記費用の納入されたものについて、幹事会は入会手続きをとり、会員として登録する。
5. 本会を退会しようとする会員はその旨を書面で事務局に提出の上、幹事会の承認を受ける。ただし会費滞納分があるときは退会を認められない。
6. 退会を承認された者および会則第10条2，3項による会員資格消失者については幹事会は資格消失手続きをとる。
7. この細則の変更は総会出席正会員の2分の1以上の同意により決する。

付 則

- ・この細則の変更は昭和55年1月9日より実施する。

【入退会に関する細則】

1. 本会への入会は会員の推薦を必要とする。
2. 入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出の上、幹事会による会員資格の承認を受ける。
3. 会員としての資格を承認された者は、すみやかに所定の入会金、入会年度分の会費を事務局へ納入する。
4. 上記費用の納入されたものについて、幹事会は入会手続きをとり、会員として登録する。
5. 本会を退会しようとする会員はその旨を書面で事務局に提出の上、幹事会の承認を受ける。ただし会費滞納分があるときは退会を認められない。
6. 退会を承認された者および会則第10条2，3項による会員資格消失者については幹事会は資格消失手続きをとる。
7. この細則の変更は総会出席正会員の2分の1以上の同意により決する。

付 則

- ・この細則の変更は昭和55年1月9日より実施する。

【会費その他費用に関する細則】

1. 入会金（正会員のみ） 1, 0 0 0 円
2. 会費
 - 一、 正会員を一般会員と学生会員および終身会員に分類する。会員は以下の会費を各年度初頭に納めなければならない。ただし終身会員の会費納入は免除される。

一般会員 年額	5, 0 0 0 円
学生会員 年額	2, 5 0 0 円
賛助会員 年額	一口 2 0, 0 0 0 円 を一口以上
 - 二、 学生会員とは、学部学生、大学院生、研究生など学籍を有する者で学生会員の申込み書と指導教官またはこれに準ずる者による証明書を提出し幹事会で認められた者をいう。学生会員は年度が改まる以前に再び学生会員申込み書と証明書を提出しなければならない。これを怠った者は次年度は自動的に一般会員として扱われる。
 - 三、 終身会員とは、満 1 5 年以上本会の正会員であって満 7 0 歳以上の正会員のうち、
 - (1)本人からの申請にもとづき幹事会の承認を得て会長が認定した者
 - (2)幹事会の推薦により会長が認定した者をいう。終身会員の認定は正会員期間および年齢の条件が満たされた年度までの会費完納を条件とする。
3. 会費その他の費用の納入の猶予期限は 1 年以内とする。
4. 本細則の変更は総会出席正会員の 3 分の 2 以上の同意により決する。

付 則

1. この細則の変更は昭和 5 5 年 1 月 9 日より実施する。
2. 昭和 5 8 年 6 月 2 8 日第 1, 2 項一部変更、昭和 5 9 年度より適用する。
3. 平成 5 年 8 月 3 1 日本細則 2 の改正は平成 6 年度より実施する。ただし、終身会員に関する事項は平成 5 年度より実施する。
4. 本細則第 2 項の一部変更は平成 1 5 年度より実施する。
5. 本細則の変更は平成 1 6 年度より実施する。

【会費その他費用に関する細則】

1. 入会金（正会員のみ） 1, 0 0 0 円
2. 会費
 - 一、 正会員を一般会員と学生会員および終身会員に分類する。会員は以下の会費を各年度初頭に納めなければならない。ただし終身会員の会費納入は免除される。

一般会員 年額	5, 0 0 0 円
学生会員 年額	2, 5 0 0 円
賛助会員 年額	一口 2 0, 0 0 0 円 を一口以上
 - 二、 学生会員とは、学部学生、大学院生、研究生など学籍を有する者で学生会員の申込み書と指導教官またはこれに準ずる者による証明書を提出し幹事会で認められた者をいう。学生会員は年度が改まる以前に再び学生会員申込み書と証明書を提出しなければならない。これを怠った者は次年度は自動的に一般会員として扱われる。
 - 三、 終身会員とは、満 1 5 年以上本会の正会員であって満 7 0 歳以上の正会員のうち、
 - (1)本人からの申請にもとづき幹事会の承認を得て会長が認定した者
 - (2)幹事会の推薦により会長が認定した者をいう。終身会員の認定は正会員期間および年齢の条件が満たされた年度までの会費完納を条件とする。
3. 会費その他の費用の納入の猶予期限は 1 年以内とする。
4. 本細則の変更は総会出席正会員の 3 分の 2 以上の同意により決する。

付 則

1. この細則の変更は昭和 5 5 年 1 月 9 日より実施する。
2. 昭和 5 8 年 6 月 2 8 日第 1, 2 項一部変更、昭和 5 9 年度より適用する。
3. 平成 5 年 8 月 3 1 日本細則 2 の改正は平成 6 年度より実施する。ただし、終身会員に関する事項は平成 5 年度より実施する。
4. 本細則第 2 項の一部変更は平成 1 5 年度より実施する。
5. 本細則の変更は平成 1 6 年度より実施する。

【会長、運営委員および会計監事の選出に関する細則】

- ・選挙管理委員会
 1. 選挙管理委員 4 名は、総会において正会員の互選により選出する。選挙管理委員は選挙管理委員会を構成し、選挙事務を行う。
- ・会長の選出
 2. 会長の選出は、前会長の任期満了前に行うものとする。
 3. 正会員 10 名以上の署名を持って会長候補者を推薦をすることができる。会長の重任は 2 期までに限って認める。
 4. 会長の候補者が複数の場合は、正会員の無記名単記の投票一回により会長を選出する。同一得票数の場合は抽選により決定する。
 5. 会長の候補者が 1 名の場合は、正会員の無記名の投票により、信任投票を行い、有効投票数の 2 分の 1 以上の得票をもって信任とする。不信任の場合は項目 3 の手続きに従い、再度会長選挙を行う。
 6. 運営委員である者、あるいは運営委員に選出された者が会長に選出された場合は会長職を優先し、運営委員選挙で次点の者を運営委員として選出する。この場合の任期は会長に選出された者の残任期間とする。会計監事である者が会長に選出された場合は会長職を優先し、会計監事は欠員とする。欠員分は次回の総会で選出する。
- ・運営委員の選出
 7. 正会員の互選により選出される運営委員の定数は 12 名とし、1 年毎に半数を改選する。
 8. 運営委員の任期満了にともなう後任の選出は任期満了前に行うものとする。
 9. 運営委員の選出は無記名 5 名連記の投票により行う。得票順に定数だけ選出する。同一得票数の場合は抽選により順位を決定する。
 10. 会計監事である者が運営委員に選出された場合は運営委員職を優先し、会計監事は欠員とする。欠員分は次回の総会で選出する。
 11. 任期 2 年目の運営委員である者および運営委員の任期を終えた次の年度にある者（いずれも会則第 12 条 4 項により補充された運営委員である者を含む）は正会員の互選による運営委員の選挙において被選挙権を持たない。
- ・会計監事の選出
 12. 会計監事 1 名（任期を残した会計監事がない場合には 2 名、うち 1 名の任期を当該年度終了までとする）は、当該年度総会において正会員の互選により選出する。
- ・その他
 13. 本細則の変更は総会出席正会員の 2 分の 1 以上の同意により決する。

【会長、運営委員および会計監事の選出に関する細則】

- ・選挙管理委員会
 1. 選挙管理委員 4 名は、総会において正会員の互選により選出する。選挙管理委員は選挙管理委員会を構成し、選挙事務を行う。
- ・会長の選出
 2. 会長の選出は、前会長の任期満了前に行うものとする。
 3. 正会員 10 名以上の署名を持って会長候補者を推薦をすることができる。会長の重任は 2 期までに限って認める。
 4. 会長の候補者が複数の場合は、正会員の無記名単記の投票一回により会長を選出する。同一得票数の場合は抽選により決定する。
 5. 会長の候補者が 1 名の場合は、正会員の無記名の投票により、信任投票を行い、有効投票数の 2 分の 1 以上の得票をもって信任とする。不信任の場合は項目 3 の手続きに従い、再度会長選挙を行う。
 6. 運営委員である者、あるいは運営委員に選出された者が会長に選出された場合は会長職を優先し、運営委員選挙で次点の者を運営委員として選出する。この場合の任期は会長に選出された者の残任期間とする。会計監事である者が会長に選出された場合は会長職を優先し、会計監事は欠員とする。欠員分は次回の総会で選出する。
- ・運営委員の選出
 7. 正会員の互選により選出される運営委員の定数は 12 名とし、1 年毎に半数を改選する。
 8. 運営委員の任期満了にともなう後任の選出は任期満了前に行うものとする。
 9. 運営委員の選出は無記名 5 名連記の投票により行う。得票順に定数だけ選出する。同一得票数の場合は抽選により順位を決定する。
 10. 会計監事である者が運営委員に選出された場合は運営委員職を優先し、会計監事は欠員とする。欠員分は次回の総会で選出する。
 11. 任期 2 年目の運営委員である者および運営委員の任期を終えた次の年度にある者（いずれも会則第 12 条 4 項により補充された運営委員である者を含む）は正会員の互選による運営委員の選挙において被選挙権を持たない。
- ・会計監事の選出
 12. 会計監事 1 名（任期を残した会計監事がない場合には 2 名、うち 1 名の任期を当該年度終了までとする）は、当該年度総会において正会員の互選により選出する。
- ・その他
 13. 本細則の変更は総会出席正会員の 2 分の 1 以上の同意により決する。

付 則

1. この細則は平成15年4月1日より実施する。
2. 委員および会計監事の選出に関する細則（昭和55年1月9日）は廃止する。
3. 本細則の変更は平成16年度より実施する。
4. 本細則第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第10項の一部変更および第12項の追加は、平成18年9月より実施する。
5. 本細則第3項、第4項、第5項の一部変更は、平成23年度より、第7項、第9項の一部変更および第11項の変更は、平成22年9月より実施する。ただし、第7項の規定にかかわらず、平成22年8月に運営委員である者はその任期満了まで運営委員であり続ける。

【常置委員会に関する細則】

1. 本会に、編集委員会、行事委員会、広報渉外委員会、若手奨励賞選考委員会を置く。これらの各常置委員会は、それぞれ別に定める規程に従って運営される。
2. この細則の変更は、運営委員会出席委員の2分の1以上の同意により決する。

付 則

1. この細則は、平成16年4月1日より実施する。

付 則

1. この細則は平成15年4月1日より実施する。
2. 委員および会計監事の選出に関する細則（昭和55年1月9日）は廃止する。
3. 本細則の変更は平成16年度より実施する。
4. 本細則第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第10項の一部変更および第12項の追加は、平成18年9月より実施する。
5. 本細則第3項、第4項、第5項の一部変更は、平成23年度より、第7項、第9項の一部変更および第11項の変更は、平成22年9月より実施する。ただし、第7項の規定にかかわらず、平成22年8月に運営委員である者はその任期満了まで運営委員であり続ける。

【常置委員会に関する細則】

1. 本会に、庶務委員会、編集委員会、行事委員会、広報渉外委員会、顕彰委員会を置く。これらの各常置委員会は、それぞれ別に定める規程に従って運営される。
2. この細則の変更は、運営委員会出席委員の2分の1以上の同意により決する。

付 則

1. この細則は、平成16年4月1日より実施する。
2. 本細則第1項の一部変更は、平成26年4月1日より実施する。

【常置委員会関係規程】

・編集委員会規定

1. 本会は、協会誌の発行およびホームページの更新のために、編集委員会を置く。
2. 編集委員会の委員長は、編集担当幹事があたる。委員長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
3. 編集委員会の委員は、委員長によって正会員の中から若干名が指名される。その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
4. 編集委員会は、運営委員会の決定した基本方針に基づいて、協会誌およびホームページの編集をおこなう。
5. この規程は、平成16年4月1日より実施する。

・行事委員会規程

1. 本会は、学術的会合開催のために、行事委員会を置く。
2. 行事委員会の委員長は、行事担当幹事があたる。委員長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
3. 行事委員会の委員は、委員長によって正会員の中から若干名が指名される。その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
4. 行事委員会は、運営委員会の決定した基本方針に基づいて、学術的会合に関して必要な事項を審議し実行する。
5. この規程は、平成16年4月1日より実施する。

・広報渉外委員会

1. 本会は、関連学会および機関等との交流を深め、また本学会の広報活動を実行するために、広報渉外委員会を置く。
2. 広報渉外委員会の委員長は、広報渉外担当幹事があたる。委員長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
3. 広報渉外委員会の委員は、委員長によって正会員の中から若干名が指名される。その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
4. 広報渉外委員会は、運営委員会の決定した基本方針に基づいて、広報渉外に関する必要な事項を審議し実行する。
5. この規程は、平成16年4月1日より実施する。

【常置委員会関係規程】

・庶務委員会規定

1. 本会は、総会、幹事会、運営委員会等の会議の運営、事務局および財務の管理、その他、他の委員会の所掌に属しないことで運営委員会が必要と認めた事務の処理を行うために、庶務委員会を置く。
2. 庶務委員会の委員長は、庶務担当幹事があたる。委員長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
3. 庶務委員会の委員は、委員長によって正会員の中から若干名が指名される。その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
4. 庶務委員会は、運営委員会の決定した基本方針に基づいて、庶務に関して必要な事項を審議し実行する。
5. この規程は平成26年4月1日より実施する。

・編集委員会規定

1. 本会は、学会誌の発行およびホームページの更新のために、編集委員会を置く。
2. 編集委員会の委員長は、編集担当幹事があたる。委員長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
3. 編集委員会の委員は、委員長によって正会員の中から若干名が指名される。その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
4. 編集委員会は、運営委員会の決定した基本方針に基づいて、学会誌およびホームページの編集をおこなう。
5. この規程は、平成16年4月1日より実施する。
6. この規定の一部変更は、平成26年4月1日より実施する。

・行事委員会規程

1. 本会は、学術的会合開催のために、行事委員会を置く。
2. 行事委員会の委員長は、行事担当幹事があたる。委員長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
3. 行事委員会の委員は、委員長によって正会員の中から若干名が指名される。その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
4. 行事委員会は、運営委員会の決定した基本方針に基づいて、学術的会合に関して必要な事項を審議し実行する。
5. この規程は、平成16年4月1日より実施する。

・広報渉外委員会規定

1. 本会は、関連学会および機関等との交流を深め、また本学会の広報活動を実行するために、広報渉外委員会を置く。
2. 広報渉外委員会の委員長は、広報渉外担当幹事があたる。委員長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
3. 広報渉外委員会の委員は、委員長によって正会員の中から若干名が指名される。その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
4. 広報渉外委員会は、運営委員会の決定した基本方針に基づいて、広報渉外に関する必要な事項を審議し実行する。
5. この規程は、平成16年4月1日より実施する。
6. この規程の一部変更は、平成26年4月1日より実施する。

・若手奨励賞選考委員会

1. 本会は、本会が授与する若手奨励賞の受賞候補者の選考のために、若手奨励賞選考委員会を置く。
2. 若手奨励賞選考委員会の委員長は、運営委員会によって正会員の中から選出される。委員長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
3. 若手奨励賞選考委員会の委員は、委員長によって正会員の中から若干名が指名される。その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
4. 若手奨励賞選考委員会は、上記受賞候補者を選出し運営委員会に推薦する。
5. この規程は、平成16年4月1日より実施する。

・国際会議発表奨励者選考委員会

1. 本会は、学生会員の国際会議での発表を奨励するために、国際会議発表奨励者選考委員会を置く。
2. 会長が国際会議発表奨励者選考委員会の委員長を担当する。
3. 国際会議発表奨励者選考委員会の委員は、委員長によって正会員の中から若干名が指名される。その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
4. 国際会議発表奨励者選考委員会は、奨励対象者を選出し幹事会に推薦する。
5. この規程は、平成17年11月1日より実施する。

・顕彰委員会規定

1. 本会は、本会が授与する若手奨励賞、優秀ポスター賞の受賞候補者の選考、および他の顕彰事業を行うために顕彰委員会を置く。
2. 顕彰委員会の委員長は、運営委員会によって正会員の中から選出される。委員長の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
3. 顕彰委員会の委員は、委員長によって正会員の中から若干名が指名される。その任期は2年とする。ただし、再任することができる。
4. 顕彰委員会は、上記の各賞受賞候補者を選出し運営委員会に推薦する。
5. 若手奨励賞選考委員会の規程（平成16年4月1日）は廃止する。
6. 国際会議発表奨励者選考委員会の規程（平成17年4月1日）は廃止する。
7. この規定は、平成26年4月1日より実施する。